

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月21日
【発行者名】	住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	S M B C 日興証券株式会社 橋田 学思
【電話番号】	03-3283-2972
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条 項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財 産限定特約付） 住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第2回利払繰延条 項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財 産限定特約付）
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の金額】	住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条 項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財 産限定特約付） 850億円 住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社第2回利払繰延条 項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約及び責任財 産限定特約付） 150億円 合計 1,000億円
【縦覧に供する場所】	住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本社債の利率、券面総額等が決定され、また、2024年6月5日付をもって提出した有価証券届出書並びに2024年6月12日付及び2024年6月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項にその他の訂正理由が生じたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 (特定)社債((特定)短期社債を除く。)
- 2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- 3 券面総額
- 5 発行価額の総額
- 7 利率
- 14 引受け等の概要

第二部 管理資産情報

- 第1 管理資産の状況
- 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (3) 管理資産を構成する資産の内容
- 3 管理及び運営の仕組み
 - (1) 資産管理等の概要
 - 管理報酬等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)]】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

<訂正前>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

() S M B C 日興証券株式会社(以下「S M B C 日興証券」又は「原保有者」といいます。)は、2024年6月21日付でS M B C 日興証券及び住友生命保険相互会社(以下「住友生命」といいます。)の間で締結される劣後ローン契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン契約」といいます。)に基づき、2024年6月28日付で600億円(予定)(注)を、住友生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)を住友生命に対して取得します。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

<中略>

なお、本届出書で使用される下記の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

<中略>

「本1回劣後ローン」とは、本劣後ローンのうち、500億円(予定)(注)の貸付をいいます。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

<中略>

「本2回劣後ローン」とは、本劣後ローンのうち、本1回劣後ローンを除く100億円(予定)(注)の貸付をいいます。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

<中略>

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って住友生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は24,040株(予定)(注)、その払込金額の総額は1,202,000,000円(予定)(注)です。

(注) 上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、下記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時(2024年6月21日頃)に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます(払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ)。

$$\text{払込金額} = 1,202,000,000\text{円} + (\text{下記3「券面総額」記載の本社債の総額} - 600\text{億円}) \times 1.12\%$$

() 下記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div 50,000\text{円}$$

<後略>

<訂正後>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

() S M B C 日興証券株式会社(以下「S M B C 日興証券」又は「原保有者」といいます。)は、2024年6月21日付でS M B C 日興証券及び住友生命保険相互会社(以下「住友生命」といいます。)の間で締結される劣後ローン契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン契約」といいます。)に基づき、2024年6月28日付で1,000億円を、住友生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)を住友生命に対して取得します。

<中略>

なお、本届出書で使用する下記の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

< 中略 >

「本1回劣後ローン」とは、本劣後ローンのうち、850億円の貸付をいいます。

< 中略 >

「本2回劣後ローン」とは、本劣後ローンのうち、本1回劣後ローンを除く150億円の貸付をいいます。

< 中略 >

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って住友生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は33,000株、その払込金額の総額は1,650,000,000円です。

< 後略 >

3【券面総額】

< 訂正前 >

本1回社債 500億円(予定)

本2回社債 100億円(予定)

合計 600億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。

< 訂正後 >

本1回社債 850億円

本2回社債 150億円

合計 1,000億円

5【発行価額の総額】

< 訂正前 >

本1回社債 500億円(予定)

本2回社債 100億円(予定)

合計 600億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。

< 訂正後 >

本1回社債 850億円

本2回社債 150億円

合計 1,000億円

7【利率】

<訂正前>

(1) 本社債の利率は、()本1回社債につき、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年7月3日(当日を含みます。)までは年(未定)%(仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.30%を加えた値~同利率に1.40%を加えた値を仮条件とします。)(注)とし、(b)2029年7月3日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(加算率については、1.30%~1.40%を仮条件とします。)(注)を加えた値とし、(c)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(加算率については、2.30%~2.40%を仮条件とします。)(注)を加えた値とし、()本2回社債につき、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは年(未定)%(仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.40%を加えた値~同利率に1.65%を加えた値を仮条件とします。)(注)とし、(b)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(加算率については、2.40%~2.65%を仮条件とします。)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記各利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。なお、
() (a)における加算率と() (b)における加算率は同率とし、() (b)における加算率は() (a)における加算率に
1.00%を加えた値とし、() (c)における加算率は、() (b)における加算率に1.00%を加えた値とします。

<後略>

<訂正後>

(1) 本社債の利率は、()本1回社債につき、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年7月3日(当日を含みます。)までは年1.884%とし、(b)2029年7月3日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に1.350%(年率)を加えた値とし、(c)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.350%(年率)を加えた値とし、()本2回社債につき、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは年2.367%とし、(b)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.400%(年率)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

<後略>

14【引受け等の概要】

<訂正前>

本引受契約に規定される条項に従い、幹事会社は、本各回社債を下記のとおりそれぞれ連帯して買取引受を行います。

本社債の引受			
幹事会社の名称	住所	引受金額 (百万円) (注)	引受の条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定)	1. 幹事会社は、連帯して本1回社債の総額を引き受けます。 2. 本1回社債の引受手数料は、本1回社債の各社債の金額100円につき、金65銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定)	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	(未定)	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	(未定)	
計	本1回社債	50,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定)	1. 幹事会社は、連帯して本2回社債の総額を引き受けます。 2. 本2回社債の引受手数料は、本2回社債の各社債の金額100円につき、金65銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定)	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	(未定)	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	(未定)	
計	本2回社債	10,000	

(注) 引受金額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年6月21日頃に決定される予定です。また、各幹事会社の引受金額の内訳についても2024年6月21日頃に決定される予定です。

<訂正後>

本引受契約に規定される条項に従い、幹事会社は、本各回社債を下記のとおりそれぞれ連帯して買取引受を行います。

本社債の引受			
幹事会社の名称	住所	引受金額 (百万円)	引受の条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	27,400	1. 幹事会社は、連帯して本1回社債の総額を引き受けます。 2. 本1回社債の引受手数料は、本1回社債の各社債の金額100円につき、金65銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	21,200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	20,400	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	9,300	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	4,200	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,500	
計	本1回社債	85,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000	1. 幹事会社は、連帯して本2回社債の総額を引き受けます。 2. 本2回社債の引受手数料は、本2回社債の各社債の金額100円につき、金65銭とします。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,700	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,600	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,600	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	700	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	400	
計	本2回社債	15,000	

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

2【管理資産を構成する資産の概要】

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

<訂正前>

<前略>

()本劣後ローン債権の概要

ア 金額

金600億円(予定)

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2024年6月21日頃に決定される予定です。

<中略>

カ 利率

(ア) 本劣後ローンの利率は、()本1回劣後ローンにつき、(a)本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2029年7月3日(当日を含みます。)までにおける各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)%(注)とし、(b)2029年7月3日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、(c)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年

率)(注)を加えた値とし、()本2回劣後ローンにつき、(a)本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含む。)から2034年7月3日(当日を含む。)までにおける各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)%(注)とし、(b)2034年7月3日の翌日(当日を含む。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)% (年率)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記()(a)及び()(a)の利率並びに()(b)及び(c)並びに()(b)における各加算率は、2024年6月21日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、上記第一部第1、7「利率」(1)()(a)及び()(a)の利率並びに()(b)及び(c)並びに()(b)における各加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

< 中略 >

キ 利息支払の方法及び制限

(ア) 利息支払の方法

a 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初利率適用期間においては、()第1回の本劣後ローン利払日に、(a)1円に、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)()(a)に記載の利率を、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)()(a)に記載の利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)と、(b)上記(a)の金額に、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2024年7月3日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)の合計額に、本各回劣後ローンの元本金額を乗じて算出した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を支払い、()第2回以降の各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本各回劣後ローンの元本金額に、本1回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)()(a)に記載の利率を、本2回劣後ローンにつき上記力「利率」(ア)()(a)に記載の利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における()第1回の本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は、本1回劣後ローンにつき(未定)円(注)、本2回劣後ローンにつき(未定)円(注)であり、()第2回以降の各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は、本1回劣後ローンにつき(未定)円(注)、本2回劣後ローンにつき(未定)円(注)です。

(注) 上記金額は、2024年6月21日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

< 後略 >

<訂正後>

<前略>

()本劣後ローン債権の概要

ア 金額

金1,000億円

<中略>

カ 利率

(ア) 本劣後ローンの利率は、()本1回劣後ローンにつき、(a)本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2029年7月3日(当日を含みます。)までにおける各本劣後ローン利息計算期間については年1.884%とし、(b)2029年7月3日の翌日(当日を含みます。)から2034年7月3日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に1.350%(年率)を加えた値とし、(c)2034年7月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.350%(年率)を加えた値とし、()本2回劣後ローンにつき、(a)本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含む。)から2034年7月3日(当日を含む。)までにおける各本劣後ローン利息計算期間については年2.367%とし、(b)2034年7月3日の翌日(当日を含む。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.400%(年率)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

<中略>

キ 利息支払の方法及び制限

(ア) 利息支払の方法

a 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初利率適用期間においては、()第1回の本劣後ローン利払日に、(a)1円に、本1回劣後ローンにつき上記カ「利率」(ア)() (a)に記載の利率を、本2回劣後ローンにつき上記カ「利率」(ア)() (a)に記載の利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)と、(b)上記(a)の金額に、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2024年7月3日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)の合計額に、本各回劣後ローンの元本金額を乗じて算出した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を支払い、()第2回以降の各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本各回劣後ローンの元本金額に、本1回劣後ローンにつき上記カ「利率」(ア)() (a)に記載の利率を、本2回劣後ローンにつき上記カ「利率」(ア)() (a)に記載の利率をそれぞれ乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における()第1回の本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は、本1回劣後ローンにつき822,697,252円、本2回劣後ローンにつき182,402,060円であり、()第2回以降の各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は、本1回劣後ローンにつき800,700,000円、本2回劣後ローンにつき177,525,000円です。

<後略>

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

【管理報酬等】

<訂正前>

<前略>

ア 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、S M B C日興証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用(発行会社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。)及びその他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は約493百万円(注)です。

(注) 上記概算額は、上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を600億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時(2024年6月21日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます(1円未満の端数は切上げ)。

当初支払報酬・手数料概算額(1) = 51百万円 + (上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.666%(2) × 1.10 + (上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1) × 7/1000(3)

(1) (上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.016%で計算された金額が8百万円を超える場合は、上記算式の「(上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.666%」の部分は、「((上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.650%(4) + 8百万円)」と変更されます。また、(上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.016%で計算された金額が2.4百万円を超えない場合は、上記算式の「(上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.666%」の部分は、「((上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.650%(4) + 2.4百万円)」と変更されます。

(2) 上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料等を算出する割合です。

(3) 上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。

(4) 上記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

イ 期中費用として、以下の費用を発行会社は支払います。

<中略>

(エ) 上記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は年間約16百万円(注)です。

(注) 上記概算額は、上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を1,202,000,000円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時(2024年6月21日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます(1円未満の端数は切上げ)。

上記(ア)から(ウ)まで以外の主な期中費用概算額(年間) = 10百万円 + (上記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額 + 10万円) × 0.525%()

() いわゆる外形標準課税の税率です。

<訂正後>

< 前略 >

ア 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、S M B C 日興証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用（発行会社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）及びその他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は約781百万円です。

イ 期中費用として、以下の費用を発行会社は支払います。

< 中略 >

（エ） 上記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払うものとし、その合計は年間約18百万円です。